| | |
|---|---|
| の使用に係る原単位の平均である〇・六二に八を乗じて得た四・九六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三七で除して得た三十七分の四百九十六とする。 | の使用に係る原単位の平均である〇・六五に八を乗じて得た五・二を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三八で除して得た三十八分の五百二十とする。 |

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この告示による改正後のインバランス単価等を定める告示第一条の規定は、この告示の施行後における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十七条第一項の規定による認定の申請について適用する。

# その他告示

## 公正取引委員会・消費者庁告示第十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、飲用乳の表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第六十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　全国飲用牛乳公正取引協議会（委員長　八尾文二郎）の申請に係る飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年八月二十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

飲用乳の製造又は販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| （目的）<br>**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。<br>（定義）<br>**第２条**　この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。）第２条第３項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分3.0％以上の成分を含有するものをいう。<br>2　この規約で「特別牛乳」とは、乳等命令第２条第４項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5％以上及び乳脂肪分3.3％以上の成分を含有するものをいう。<br>3　この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等命令第２条第９項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。<br>4　この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等命令第２条第10項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％以上1.5％以下の成分を含有するものをいう。<br>5　この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等命令第２条第11項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％未満の成分を含有するものをいう。<br>6　この規約で「加工乳」とは、乳等命令第２条第12項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。 | （目的）<br>**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。<br>（定義）<br>**第２条**　この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第２条第３項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分3.0％以上の成分を含有するものをいう。<br>2　この規約で「特別牛乳」とは、乳等省令第２条第４項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5％以上及び乳脂肪分3.3％以上の成分を含有するものをいう。<br>3　この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等省令第２条第８項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。<br>4　この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等省令第２条第９項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％以上1.5％以下の成分を含有するものをいう。<br>5　この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等省令第２条第10項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上及び乳脂肪分0.5％未満の成分を含有するものをいう。<br>6　この規約で「加工乳」とは、乳等省令第２条第11項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0％以上の成分を含有するものをいう。 |